

## 那覇市身体障がい者用駐車場利用認定証交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、那覇市版パーキングパーミット制度（以下「制度」という。）を実施するにあたり、市長が身体障がい者用駐車場利用認定証（以下「利用認定証」という。）を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。  
(利用認定証の交付対象者の範囲)

第2条 利用認定証の交付を受けることができる者(以下「交付対象者」という。)は、次の各号のいずれかに該当する者であって歩行が困難であると認められる者のうち、別表第1の交付基準に適合する者とする。

- (1) 障がい者(障害者基本法(昭和45年法律第85号)第2条に規定する障害者をいう。)
- (2) 難病患者(難病にかかっている者をいう。)

### (利用認定証の交付申請)

第3条 利用認定証の交付を受けようとする者は、利用認定証交付申請書(様式1)により、市長に申請をするものとする。

- 2 前項の規定により申請をする者(以下「申請者」という。)は、当該申請の時に、別表第1に掲げる区分に応じ、それぞれ同表に掲げる書類等を提示しなければならない。

### (利用認定証の交付)

第4条 市長は、申請者が交付対象者であることを認めるときは、申請者に対して利用認定証を交付するものとする。

- 2 利用認定証の交付を受けた者(以下「利用者」という。)は、障がい者等用駐車場を利用するときは、利用認定証を車両前部の外側から容易に識別することができる位置に掲示しなければならない。

### (利用認定証の有効期間)

第6条 利用認定証の有効期間は、交付対象者が交付基準に該当している期間とする。

### (利用認定証の再交付)

第7条 利用者は、利用認定証の紛失、破損等により利用認定証の再交付を受けようとするときは、利用認定証再交付申請書(様式2)により、市長に申請するものとする。

### (利用認定証の返却)

第8条 利用者は、利用認定証を使用する必要がなくなったときは、利用認定証を利用認定証返却届(様式3)に添えて、速やかに市長に返却するものとする。

- 2 市長は、利用者が次の各号のいずれかの場合に該当するに至ったときは、当該利用者に対して利用認定証の返却を求めるものとする。

- (1) 交付対象者でなくなったとき。
- (2) 利用認定証を他人に貸与し、使用させ、又は譲渡した場合
- (3) 利用認定証を重複して取得した場合
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、制度の運用に支障を生じさせた場合  
(周知)

第9条 市長は、広報その他の方法により、制度の意義その他必要な事項の周知に努め、障がい者に対する理解の促進を図るものとする。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成25年2月18日から施行する。

別表第 1

		【提示する書類】		
身体障害	視覚障害	4級以上	身体障害者手帳	
	平衡機能障害	5級以上		
	肢体不自由 上肢機能障害	2級以上		
	肢体不自由 下肢機能障害	6級以上		
	肢体不自由 体幹機能障害	5級以上		
	脳原 上肢機能障害	2級以上		
	脳原 移動機能障害	6級以上		
	内部障害	心臓機能障害		4級以上
		じん臓機能障害		4級以上
		呼吸器機能障害		4級以上
		膀胱又は直腸機能障害		4級以上
		小腸機能障害		4級以上
		肝臓機能障害		4級以上
	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能	4級以上		
療 育	療育手帳の障害程度欄がA1又はA2の方	療育手帳		
精 神	精神障害者保健福祉手帳の障害区分が1級の方	精神保健福祉手帳		
難 病	特定疾患医療受給者及び小児慢性特定疾患医療受給者	各受給者証		

那覇市身障者用駐車場利用認定証交付申請書

平成 年 月 日

那 覇 市 長 様

申請者 住 所  
氏 名 印  
生年月日 大正 / 昭和 / 平成 年 月 日  
電話番号 ( ) -

(代理申請の場合は以下もご記入ください。)

代理人 住 所  
氏 名  
電話番号 ( ) -  
本人との関係

(注意) 申請者氏名については、記名押印又は自筆による署名のいずれかとする。

私は、下記の事項に同意のうえ、利用認定証を申請します(□にチェックしてください)。

- 歩行や車の乗降が困難なため、身障者用駐車場利用認定証の交付を希望します。
- 別紙「那覇市身障者用駐車場利用認定証の交付を受けるにあたっての注意事項」を遵守します。

○障がいの状況等 (必要事項を記入してください。)

利用証交付対象区分	等級・病名等	確認書類(窓口記載欄) ☆写しを添付すること。
身体障がい	視 覚：4級以上	等級 ( ) 級
	平衡機能：5級以上	等級 ( ) 級
	上 肢：2級以上	等級 ( ) 級
	下 肢：6級以上	等級 ( ) 級
	体 幹：5級以上	等級 ( ) 級
	脳原上肢：2級以上	等級 ( ) 級
	脳原移動：6級以上	等級 ( ) 級
※内部機能：4級以上	心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう直腸・小腸・肝臓・免疫 等級 ( ) 級	<input type="checkbox"/> 身体障害者手帳
※知的障がい：障害程度A1、A2	障害程度 ( )	<input type="checkbox"/> 療育手帳
※精神障がい：1級	等 級 1級	<input type="checkbox"/> 精神障害者手帳
※難病：特定疾患医療受給者	病名 ( )	<input type="checkbox"/> 特定疾患医療受給者証
※小児慢性特定疾患	病名 ( )	<input type="checkbox"/> 特定疾患医療受給者証
○歩行困難の状況 (障がいの状況等で「※」のついている区分等に該当している方は記入してください。)	該当する項目の□にVを入れてください。 □歩行の際に介助や特別な器具などが必要である。 □下肢にふるえ、すくみなどが起こる。 □内部疾患により、めまい、息切れなどが起こる。 □行動障がいがある。 □その他 ( )	

お預かりした個人情報、那覇市身障者用駐車場利用認定証の交付に必要な事項を審査するためにのみ使用し、申請者の承諾なしに第三者に提供することはありません。

受付者氏名 ( )

**那覇市身障者用駐車場利用認定証  
再交付申請書**

平成 年 月 日

那 覇 市 長 様

申請者 住 所  
氏 名 印  
生年月日 大正 / 昭和 / 平成 年 月 日  
電話番号 ( ) -  
(代理申請の場合は以下もご記入ください。)  
住 所  
代理人 氏 名  
電話番号 ( ) -  
本人との関係  
(注意) 申請者氏名については、記名押印又は自筆による署名のいずれかとする。

次のとおり、那覇市身障者用駐車場利用認定証の再交付を申請します。

使用区分	<input type="checkbox"/> 身体障がい <input type="checkbox"/> 知的障がい <input type="checkbox"/> 精神障がい <input type="checkbox"/> 特定疾患 <input type="checkbox"/> 小児慢性特定疾患
再交付申請の理由	

初回交付日	交付No.

お預かりした個人情報は、那覇市身障者用駐車場利用認定証の再交付に必要な事項を審査するためのみに使用し、ご本人の承諾なしに第三者に提供することはありません。

受付者氏名 ( )

那覇市身障者用駐車場利用認定証返却届

平成 年 月 日

那 覇 市 長 様

申請者	氏 名	
	住 所	
	電 話 番 号	
代理人	代 理 人 氏 名	
	代 理 人 住 所	
	代理人電話番号	

※代理人の方が利用認定証を返却する場合は、代理人記入欄に必要な事項を記入してください。

那覇市版パーキングパーミット制度の対象外となり、又は、必要がなくなったので、「那覇市身体障がい者用駐車場利用認定証交付要綱」第8条第1項の規定に基づき、利用認定証を返却します。

(理由) ※該当する項目の□にチェック (✓) を入れてください。

- 対象者としての基準に該当しなくなったため。
- 重複交付を受けていたため。
- 死亡のため。
- その他

※( )内に理由を記載してください。

受付者氏名：